

大津市議会インターネット中継・配信システム運用業務委託仕様書

1 委託する目的及び業務

大津市議会で行われる通常会議や特別会議、委員会や議員研修会等（以下、「本会議等」という。）の模様を、より多くの市民が視聴できる機会を拡大することを目的に、本会議等をインターネットによりリアルタイム中継（以下、「ライブ中継」という。）するとともに、その録画映像・音声をビデオ・オン・デマンド方式により配信（以下、「録画配信」という。）する。なお、タブレット端末、スマートフォンからもライブ中継・録画配信が閲覧できるようにする。

上記の内容を踏まえ、次の（1）～（4）の業務を委託する。

- （1）インターネット配信（ライブ中継及び録画配信）の運用及び管理
- （2）エンコーダと配信サーバー間を結ぶ通信回線の敷設、運用及び管理
- （3）議会中継配信用エンコーダパソコン2台（本番用、予備用）及びエンコーダパソコンに係るUPS装置の設置
- （4）録画配信のための編集作業

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、契約期間の満了する日から起算して90日前までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。なお、当該更新は、2回まで行うことができる（契約期間は最長で3年間となる。）。

3 業務の委託者及び受託者

- （1）委託者 大津市（「甲」という。）
- （2）受託者 ○○（「乙」という。）

4 業務の仕様等

（1）本市議会の放送設備機器及び制御操作システムにより、乙が設置する議会中継配信用エンコーダパソコン（2台：OSのバージョンはWindows11以降（Windowsのサポートが終了する際は、必ずバージョンアップを行うこと）、デジタルキャプチャーボード付）から送出した本会議等のライブ映像を、編集カットなしのリアルタイムで、制御操作システムにより表示するテロップも含めた映像を配信する。また、2台のエンコーダパソコンについて、ともに一つの通信回線を使用してのライブ配信でパソコンでもタブレット端末・スマートフォンでも視聴できる仕様とする。

なお、ライブ中継は乙が設置する議会中継配信用エンコーダパソコンからの映像

配信のみとする。ただし、令和8年4月1日（水）から同月20日（月）までに本会議が開催された場合及び本市議会等の放送設備機器の故障等やインターネット回線の不具合等によりライブ中継が配信できなかったときは、別途、甲が指定した映像を録画配信するものとする。

- (2) 乙は、「JIS X 8341-3:2016」に基づいたWEBアクセシビリティに配慮し、インターネット議会中継用のホームページを管理・更新することとする。詳細なレイアウト等は甲と協議の上、決定するものとする。
- (3) 甲は、ライブ中継での休憩中（昼休みや本会議等の休憩中など）に、議会広報番組や観光番組の映像等を配信することもある。これらの映像等は録画配信及び編集作業は行わないため、録画配信用の映像編集費用は発生しないものとする。
- (4) 録画配信する映像データは、令和元年4月以降に実施した本会議等のライブ中継及び議会広報番組等を対象とする。
- (5) ライブ中継を行った映像の録画配信は、おおむね当該日を含む4日以内に一般公開することを原則とする。このため、ライブ中継終了後、甲は乙に対して当日中に作業内容を指示し、当日から3日目の正午（土・日曜日及び祝休日・年末年始は含まない）までに管理画面により確認できることを基本とする。その後、確認作業を経て一般公開するものとする。ただし、ライブ中継時における発言取り消し等により、録画配信データの修正が必要となる場合は、甲の指示により速やかに修正編集を行い、編集作業終了後、甲による確認作業を経て、録画配信を開始することとする。
- (6) 乙は、一般視聴者が閲覧できる公開サイトとは別に、サイトを管理する管理者専用サイトを設け、(5)に記載している甲の確認作業を、甲のパソコン（議会中継配信用パソコン以外からもログインID・パスワード等の入力等によりアクセスが可能であることとする）を使って行うこととし、当該管理画面にて録画映像を確認の上、一般公開できるものとする。
- (7) 管理者専用サイトはセキュリティの観点から、発注者の許可を得たグローバルIPアドレスからしかアクセスできないように制限をかけられること。
- (8) 管理者専用サイトは一定回数ログイン情報を間違えた場合、一定期間ログインをできなくなるロック機能を実装すること。
- (9) 録画配信は、原則、24時間365日視聴可能とすることとする。ただし、メンテナンス・不具合等により一時的に視聴を制限する場合は、乙は速やかに甲にその旨を知らせるとともに、事前に公開サイト上で停止日時等を周知すること。
- (10) 録画配信は、会議名、会議日、会議区分、議員名、議員顔写真、発言内容等、甲が指示する区切りで頭出し再生ができるよう、登録や表示ができるものとし、必要な作業については、事前に甲と詳細な打ち合わせを行うこととする。
なお、本会議（代表質問、質疑・一般質問）については、質問項目に合わせ頭出し

- 再生ができるよう編集を行うこととする。
- (11) 会期日程、議事日程表、質問通告表等、録画放映ページ作成に必要な情報は、事前に甲から乙にデータで送信する。
- (12) 乙は、年間4回を基本に開催する通常会議ごとに録画配信データ（パソコン用、タブレット端末及びスマートフォン用）をDVD-R等に記録し、閉会後を基本として、30日以内に2枚を納品することとする。ただし、通常会議以外の特別会議、議員研修会等については、別途各2枚を納品することとする。
- (13) 視聴者への配信条件に係る要件は、下記のとおりとする。
- ① 配信映像は、ライブ中継及び録画配信ともに、パソコン（Windows、MacOS、ChromeOS）、タブレット端末（Windows、Android、iPadOS）、スマートフォン（Windows、Android、iOS）等マルチデバイスに対応したストリーミング形式とすること。
なお、擬似ストリーミング（プログレッシブダウンロード方式）は視聴端末にデータをダウンロードしてしまう観点から、不正な二次利用を防止するため不可とする。（YouTubeを利用した配信もこれに該当するため、不可とする。）
 - ② 視聴者の閲覧環境にあわせて、映像の品質を自動で切り替えることのできるマルチビットレート配信を実現すること。
 - ③ Firefox、Safari、Google Chrome、Microsoft Edge のいずれのブラウザでも再生可能のこと。ただし、各ブラウザの全てのバージョンでの動作保証を求めるものではない。
 - ④ 議会映像配信サイトは、大津市専用のドメイン、若しくは専用のサブサイト上で公開することとし、ドメイン名等の設定に関しては事前に甲と協議することとする。ただし、タブレット端末・スマートフォン用に別途、動画配信サイトを設ける場合はこの限りではないが、視聴前、視聴中等に広告や関連動画等が一切表示されないものとすることとする。
 - ⑤ エンコード機器と配信用サーバを接続するために、1Gbps 以上の光回線を受託者にて手配すること。
 - ⑥ 映像・音声をインターネットに安定して配信できるためのデータ帯域を有し、ライブ中継及び録画配信ともに最低でも800名以上の同時閲覧を可能とすること。
 - ⑦ 映像ファイルの帯域は500Kbps（高品質時のビットレート）、ビデオサイズは1280×720、フレームレートは20fpsを基本とする。ただし、甲の指示により変更を行ったときは、速やかに変更の作業を行うこととする。
 - ⑧ Windows Media Serviceによる配信は、Microsoft社のサポートが終了しているため、認めない。
 - ⑨ Flash Media Live Encoderによる配信は、Adobe社のサポートが終了しているため、認めない。
- (14) セキュリティに関する要件は、下記のとおりとする。

- ① 議会映像配信ソフト及び議会中継配信用エンコーダパソコンには、ウイルス対策やアクセス制限等のセキュリティ対策を講じることとする。
 - ② サーバ等を保護するウイルス対策を講じ、かつ迅速に最新の対策に更新するものであることとする。
 - ③ バグフィックスされた修正プログラムの適用に当たっては、事前に動作検証及びシステムへの影響を考慮した上で適用することとする。
 - ④ サーバ等に対しては、外部ネットワークからの不正アクセスを防止するため、ファイアーウォールを設置し、措置を講ずることとする。
 - ⑤ サーバへのアクセス状況を適切に記録（ログファイルの収集）し、管理することとする。
 - ⑥ Web アプリケーションの診断を定期的に行うことで、システムの脆弱性を把握するとともに、SQL インジェクション等の脆弱性に対し、速やかに対策を行うこととする。
- (15) アクセス件数等の報告について、ライブ中継については、日単位のアクセス件数等を、録画配信については、月ごとに時間単位及び日単位のアクセス件数等を、翌月の 10 日までに報告することとする。ただし、管理者専用サイト等で常時アクセス件数が確認できる場合は報告の必要はない。
- (16) 通常会議並びに特別会議以外にも、甲が指定する委員会や議員研修会、全員協議会等について、乙が設置する議会中継配信用エンコーダパソコンを活用し、ライブ中継及び録画配信を行うこととする。この場合において、録画配信データの修正が必要となる場合は、甲の指示により修正編集を行い、編集作業終了後、甲による確認作業を経て、録画配信を開始することとする。また、甲が乙に別途映像データを送付する議会広報番組についても、録画配信を行うこととする。
- (17) 乙は、議会映像配信サイトの細部の文章、URL、二次元コード等の掲載内容や色の変更等に関して、契約期間中は必要に応じて甲の指示を受け、対応することとする。なお、これらの作業等にかかる経費は委託料に含むものとする。
- (18) 一般質問時の録画映像は、質問者ごとの頭出し再生および各質問者の質問内容ごとの再生ができるように編集すること。また、質問者ごとの頭出し再生画面から、当該質問者の質問内容ごとの各録画映像へアクセスできるリンクを再生画面に作成すること。
- (19) システム上に議員の発言通告内容を公開できること。なお、システムに登録した発言通告内容は「通告内容」「会議名（定例会期等）」「議員名」「質問区分（一般質問、代表質問等）」から検索できること。さらに、発言通告一覧画面から、該当する録画映像の再生画面へワンクリックで移動できること。また、議員ごとの通告全体の再生画面、質問内容ごとの各再生画面、関連する全ての再生画面に移動できるようにリンクを生成できること。

5 映像配信サーバおよび管理サイト運用サーバに関する要件

セキュリティには、万全の配慮をすること。なお映像配信システムの管理及び運用を行うデータセンターは以下の要件を満たすものとし、それを証明するものの写しを提出すること。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO／IEC 27001）適合性評価制度の認定を受けていること。なお、本資格は受注者とデータセンター双方で取得しているものとする。
- (2) 個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク）の認証を受けていること。なお、本資格は受注者とデータセンター双方で取得しているものとする。
- (3) 強固な地盤（第一種地盤等）に立地し、液状化危険度が低いこと。
- (4) 建物は、ビルの耐震基準（関連法規）を満たし、震度6程度の地震でも致命的な被害を受けない耐震もしくは免震性能を有すること。
- (5) 津波、高潮、集中豪雨等による出水の被害を受けないよう対策が施されていること。
- (6) 指紋認証や静脈認証等の生体認証による入退室管理がされていること。
- (7) 電力会社より安定的に電力供給されており、2系統以上で受電していること。
- (8) 故障による代替空調が可能であること。
- (9) 回線は、契約会社の異なる事業者にて2経路以上備えること。
- (10) JDCC（日本データセンター）制定データセンターファシリティスタンダードティア3以上のIDCであること。情報セキュリティの観点から、受託者事務所内に管理サーバを設置して運用することは不可とする。

6 配信用機器に関する要件

受託者は、本会議、委員会の録画中継を実施するために必要となる機器およびソフトウェアを調達し、円滑に配信が行えるように設置・環境構築を実施すること。

なお、仕様については、以下のとおりとする。

- (1) エンコードPC 2台
 - ① CPU : Intel Core i5 12500 以上
 - ② メモリ : 8 GB 以上
 - ③ SSD : 512 GB 以上
 - ④ OS : Windows 11 Pro (64bit)
 - ⑤ 光学ドライブ : スーパーマルチドライブ
 - ⑥ キーボード : テンキー付き109キーボード
 - ⑦ マウス : 光学式マウス
 - ⑧ スピーカー : 内蔵スピーカー

- ⑨ 5年間のメーカー保証を付加すること。
- ⑩ エンコードソフトウェアを調達しインストールすること。

(2) 液晶ディスプレイ

- ① 21.5型以上
- ② 解像度：1980×1080（フルHD）以上

(3) ビデオキャプチャーボード

直接デジタル信号（HD-SDI形式）でエンコードPCに入力できるものを使用すること。HDMI等、他の形式に変換して入力する機器は不可とする。

(4) その他

- ① エンコード機器及び映像音声変換器の接続に必要なケーブル類等の部材は全て受託者にて準備すること。
- ② 機器は全て新品を使用すること。納品時に新品であることを証明できる納品書等書類を提出し、委託者の承認を得ること。
- ③ 過去3年間に地方自治体が行っている同様の事業に関して機器の導入実績があること。
- ④ 設置した機器に関して不具合が発生した場合には、速やかに原因を調査し、適切な対応を行うこと。
- ⑤ 受託者は、機器の設置・構築終了後、配信業者と協力し正常に録画中継が行える状態か配信テストを実施すること。

7 その他業務執行にあたっての指示事項等

- (1) 前項各号に記載のほか、詳細について甲と乙は綿密な打ち合わせを行うこととする。
- (2) 乙は、委託業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書により作成された成果物の所有権及び著作権は、すべて甲に帰属する。
- (4) 議会中継用ソフトの操作に必要となるマニュアル等については、乙が作成する。
- (5) 乙は、安全なウェブ利用を図るために、SSLサーバ証明書を導入するために必要な作業を行うこととする。なお、これらの作業等にかかる経費は、委託料に含むものとする。
- (6) 乙は、ライブ中継及び録画配信が中断なく行われるよう適正な保守管理を行うとともに、中継前等においては、甲の指示に基づき配信テストを行うものとする。また、不具合や不正アクセスなどにより、障害が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、指示を受けるとともに、保守サポート体制をとって、早急かつ適切な復旧作業を行うこととする。なお、これらの復旧作業等にかかる経費は、以下の作業を含め、委託料に含むものとする。

① OS初期化作業等乙が設置するパソコンに関連する作業が必要となった場合にお

ける復旧に必要な作業

- ② 乙が設置するパソコンの不具合や経年劣化等による機器の更新作業及び甲の所有する機器の更新等も含め必要が生じた場合における中継システムの再設定作業
 - ③ その他機器等の修繕・更新を要しない復旧作業
- (7) 乙は、甲の立ち会いのもと、HD-SDI ケーブルから入力のある議会中継配信用エンコーダパソコンに、映像配信ソフト及びウイルス対策ソフトのインストール等の作業や、インターネット回線の敷設作業を行うこととする。なお、作業を実施する前に工程表を提出し、甲と協議の上、実施することとする。
- (8) インターネット回線は、乙が契約し、このときに発生する初期費用及び回線使用料並びに敷設作業費、ホームページの作成、導入に係る初期費用など、委託業務にかかる一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (9) 各OSでバージョンアップがされた場合は、乙が提案するシステムにおいて、不具合等が発生しないよう、動作確認や検証を行うなど、速やかな対応を行うに努めることとする。
- (10) (5)～(9)の作業時に、建物及び他の備品等に損傷等が生じた場合は、乙の負担で現状復旧することとする。
- (11) 一部の業務について再委託が必要となる場合は、甲と協議の上、決定することとする。なお再委託を認めた場合は、甲と乙の契約事項を遵守するなど、全て乙の責任において履行することとする。
- (12) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、決定する。

8 その他

- (1) 甲が所有する令和元年4月以降の本会議、並びに議員研修会、議会広報番組等について、令和8年4月20日（月）までに録画配信を行うものとする。これらの映像は、管理者専用サイト等で確認ができるよう、令和8年4月15日（水）までに作業を終えておくこと。当該データは、受託者の決定後、甲が乙に速やかにDVD-R等を送付するものとする。また、令和7年2月通常会議のデータは、当該通常会議終了後、30日以内に送付する予定である。なお、同年3月31日に開催予定の特別会議についても、当該特別会議終了後、30日以内に送付する予定であり、乙は映像データを受領後、速やかに録画配信するものとする。以上、これらのデータ化作業は委託料に含むものとする。
- (2) 議会中継配信用パソコンへの議会映像配信ソフトやウイルス対策ソフト等のインストール作業、インターネット回線の敷設作業は、令和8年4月1日（水）から同月20日（月）までの間に、動作確認等を含めて全て完了するものとする。作業時間は、原則として平日の9時～17時の間に行うこととする。ただし、甲の指示により変更す

ることもある。

- (3) 個人情報保護ならびに情報セキュリティの観点から、受託者は「プライバシーマーク」ならびに「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO/IEC27001）」の公的認証を取得していること。なお、本認証を受けていることが証明できる証明書の写しを委託者に提出すること。
- (4) 映像の配信に係る大津市議会の過去の会議の会議時間等及び議会中継アクセス件数、放送設備系統図は、別紙を参照すること。

別添資料

大津市議会の過去の会議の会議時間等（実績）

年度	会議開催日数	会議時間
令和5年度	38日	85時間41分23秒
令和6年度	31日	77時間47分05秒
令和7年度	23日	53時間13分32秒

※ただし、令和7年度は4月～12月の9か月分である。

※会議時間には広報番組等を含んでいます。

大津市議会インターネット議会中継アクセス件数（実績）

年度	生中継	録画放映	合計
令和5年度	12,464件	12,188件	24,652件
令和6年度	11,004件	10,240件	21,244件
令和7年度	6,518件	7,264件	13,782件

※ただし、令和7年度は4月～12月の9か月分である。

放送設備系統図

